

# 瀬戸内町地域防災計画

瀬戸内町防災会議

沿革	昭和 40 年	2月 1 日	作成
	昭和 51 年	4月 1 日	修正
	昭和 57 年	8月 31 日	修正
	昭和 63 年	4月 1 日	修正
	平成 2 年	2月 1 日	修正
	平成 6 年	5月 23 日	修正
	平成 7 年	6月 8 日	修正
	平成 8 年	6月 10 日	修正
	平成 9 年	6月 9 日	修正
	平成 10 年	5月 25 日	修正
	平成 11 年	5月 26 日	修正
	平成 14 年	4月 1 日	修正
	平成 15 年	4月 1 日	修正
	平成 19 年	5月 17 日	一部追加訂正
	平成 20 年	5月 23 日	一部追加訂正
	平成 23 年	5月 16 日	一部追加訂正
	平成 24 年	6月 5 日	一部追加訂正
	平成 25 年	5月 27 日	一部追加訂正
	平成 27 年	3月 20 日	一部追加訂正
	平成 28 年	5月 16 日	一部追加訂正
	平成 29 年	5月 11 日	一部追加訂正
	平成 30 年	5月 11 日	一部追加訂正
令和 元年	5月 13 日	一部追加訂正	
令和 2 年	5月 11 日	一部追加訂正	
令和 3 年	5月 7 日	一部追加訂正	
令和 4 年	5月 16 日	一部追加訂正	
令和 5 年	2月 17 日	一部追加訂正	
令和 5 年	5月 9 日	一部追加訂正	
令和 6 年	5月 20 日	一部追加訂正	
令和 7 年	5月 22 日	一部追加訂正	

## 第1編 総則

### 第1章 計画の目的等

#### 第1節 計画の目的と周知

第1. 目的	1-1
第2. 計画の構成	1-1
第3. 防災計画の修正	1-1
第4. 他の法律との関係	1-1
第5. 防災計画の周知	1-1

### 第2章 防災関係機関の業務の大綱

#### 第1節 業務の大綱

第1. 防災関係機関の事務又は業務の大綱	1-2
----------------------	-----

### 第3章 住民及び事業所の基本的責務

#### 第1節 基本的責務

第1. 住民の責務	1-6
第2. 事業所の責務	1-6
第3. 自主防災組織の責務	1-6

### 第4章瀬戸内町の地勢と災害特性

#### 第1節 地勢

第1. 瀬戸内町の地勢	1-7
第2. 瀬戸内町の気象概要	1-7
第3. 瀬戸内町における災害記録とその特性	1-8
第4. 災害の履歴	1-9

#### 第2節 特性

第1. 風水害	1-9
第2. 火災	1-9
第3. 震災	1-10
第4. 災害弱者・災害時要配慮者への配慮	
地理的条件への対応	1-10

## 第 1 編 總 則

## 【 特記事項 メモ 】

## 第2編 一般災害対策編

## 第1章 災害予防と減災

## 第1節 組織体制

第1 . 防災組織の整備	2-1
第2 . 連絡調整体制の整備	2-2
第3 . 広域応援体制の整備	2-2

## 第2節 災害応急対策事前措置

第1 . 食糧の供給体制の整備	2-3
第2 . 飲料水の供給体制の整備	2-3
第3 . 生活必需品の供給体制の整備	2-4
第4 . 防疫、食品衛生、環境衛生、し尿処理対策の事前措置	2-4
第5 . 住宅の確保対策の事前措置	2-5
第6 . 文化財や文教施設に関する事前措置	2-5
第7 . 総合防災力の強化に対する対策	2-5

## 第3節 消防体制の確立

第1 . 消防活動体制の整備	2-7
第2 . 消防用水利、装備、資機材の整備	2-9

## 第4節 土砂災害等の防止対策

第1 . 洪水・土石流発生危険地域	2-13
第2 . 急傾斜地崩壊危険箇所	2-16
第3 . 山地災害危険地区	2-21
第4 . 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	2-24
第5 . 災害危険箇所等の調査結果の周知	2-24
第6 . 危険箇所の警戒避難態勢の整備	2-25

## 第5節 高潮災害等の防止対策

第1 . 海岸保全施設整備事業の推進	2-27
第2 . 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修	2-28

## 第6節 危険物災害等の防止対策

第1 . 危険物災害等の防止対策の実施状況	2-28
第2 . 危険物施設の整備改善	2-29
第3 . 危険物施設における危険物の安全確保	2-30
第4 . 危険物運搬の安全確保	2-30
第5 . 保安教育の実施	2-30
第6 . 他危険物施設の事業者について	2-30

## 第7節 防災訓練の効果的実践

第1 . 防災訓練の目標・内容の設定	2-31
第2 . 水防訓練計画	2-32
第3 . 消防訓練計画	2-32
第4 . 通信訓練	2-32

## 第2編 一般災害対策編

第 5 . 避難訓練	2-33
第 6 . 総合防災訓練	2-33
第 7 . 訓練結果の評価・報告	2-33
第 8 節 災害時要配慮者の安全確保	
第 1 . 災害時要配慮者世帯の防災対策	2-34
第 9 節 防災知識の普及及び啓発	
第 1 . 住民に対する防災知識の普及啓発	2-35
第 10 節 自主防災組織の育成強化	
第 1 . 地域の自主防災組織の育成強化	2-37
第 11 節 事業所自衛消防隊等の設置計画	
第 1 . 事業所自主防災体制の強化の促進	2-39
第 12 節 防災ボランティアの育成強化	
第 1 . 防災ボランティアとの連携体制の整備	2-40
第 2 . 防災ボランティア活動支援のための環境整備	2-40
第 3 . ボランティアの種類と活動内容	2-40
第 13 節 防災構造化の推進	
第 1 . 建築物の不燃化の推進	2-41
第 2 . 道路・公園・緑地・空き地等の防災空間の確保	2-42
第 3 . 擁壁・ブロック塀等の工作物対策	2-42
第 14 節 建築物災害の防止対策	
第 1 . 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化	2-43
第 2 . 一般建築物の堅牢化・安全化	2-43
第 15 節 公共施設の災害防止対策	
第 1 . 水道施設の災害防止	2-44
第 2 . 道路・橋梁の災害防止	2-44
第 3 . 港湾・漁港施設の災害防止	2-45
第 16 節 農業災害の防止対策	
第 1 . 農作物等被害予防指導体制の確立	2-45
第 2 . 農作物等被害予防対策の確立	2-45
第 3 . 作物別被害予防対策	2-46
第 4 . 防災営農施設の整備	2-46
第 2 章 災害応急対策	
第 1 節 応急体制の確立	
第 1 . 応急活動体制の確立	2-47
第 2 節 気象警報等の情報収集・伝達	
第 1 . 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表	2-56
第 2 . 警報等の受領及び伝達方法	2-59
第 3 . 気象情報等の収集	2-59
第 4 . 火災気象通報及び火災警報の発表及び周知	2-59

## 第2編 一般災害対策編

第3節 災害情報・被害情報収集・報告計画	
第1. 災害情報等の収集報告計画	2-60
第2. 災害情報の収集通報	2-61
第3. 被害状況の調査、収集報告	2-62
第4節 災害通信計画	
第1. 町の通信連絡手段の確保・運用	2-66
第5節 広報	
第1. 町による広報	2-68
第2. 報道機関等に対する放送の要請・公表	2-69
第3. その他の関係機関等への広報の要請・調整	2-70
第6節 避難指示・緊急安全確保・誘導	
第1. 要避難状況の早期把握・判断	2-71
第2. 避難の指示・緊急安全確保の実施	2-73
第3. 町の実施する避難措置	2-77
第4. 避難指示の基本方針	2-77
第5. 避難指示等の実施要領	2-77
第6. 避難指示等の伝達方法の周知	2-78
第7. 避難者誘導方法	2-78
第8. 災害時要配慮者の避難対策	2-79
第9. 避難順位及び携帯品等の制限	2-79
第10. 避難場所及び避難所の指定	2-79
第11. 学校・教育施設等における避難	2-84
第12. 不特定多数の者が出入りする施設避難	2-85
第13. 車両等の乗客の避難措置	2-86
第7節 消防活動	
第1. 町・住民による消防活動	2-87
第2. 応援要請	2-89
第8節 水防・土砂災害の防止対策	
第1. 河川災害の防止対策	2-90
第2. 土砂災害の防止対策	2-94
第9節 行方不明者の搜索及び死体の処理等	
第1. 行方不明者の搜索	2-95
第2. 死体の収容、処理、埋葬	2-97
第10節 食糧の供給	
第1. 食糧の調達	2-98
第2. 食糧の供給	2-101
第3. 食糧の輸送	2-102
第11節 給水計画	
第1. 給水の実施	2-102
第2. 給水の方法	2-103

## 第2編 一般災害対策編

第 12 節 生活必需品の給与	
第 1 . 生活必需品の調達	2-105
第 2 . 生活必需品の給与	2-106
第 3 . 小災害り災者に対する援護措置（法外援護）	2-107
第 4 . 生活必需品の輸送	2-107
第 13 節 住宅の供給確保	
第 1 . 住宅の確保・修理	2-108
第 14 節 救助・救急	
第 1 . 救助・救急活動	2-110
第 15 節 緊急医療救護	
第 1 . 緊急医療の実施	2-111
第 2 . 医薬品・医療用資機材等の調達	2-112
第 16 節 保健衛生・防疫対策	
第 1 . 実施責任者	2-113
第 2 . 防疫業務	2-113
第 3 . 防疫薬剤の衛生管理	2-114
第 17 節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	
第 1 . 清掃方法	2-115
第 2 . 死亡獣畜処理方法	2-116
第 3 . 障害物の除去対策	2-117
第 18 節 交通の確保及び規制	
第 1 . 交通規制の実施	2-118
第 2 . 発見者等の通報と運転者のとるべき措置	2-120
第 19 節 緊急輸送	
第 1 . 緊急輸送の実施	2-121
第 2 . 緊急輸送手段等の確保	2-122
第 3 . 緊急輸送道路啓開等	2-126
第 20 節 文教対策	
第 1 . 応急教育の実施	2-126
第 2 . 学用品の調達及び給与	2-128
第 3 . 文化財の保護	2-129
第 21 節 広域応援体制	
第 1 . 全県的な消防相互応援体制の整備	2-130
第 22 節 自衛隊の災害派遣要請	
第 1 . 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	2-132
第 2 . 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等	2-134
第 3 章 特殊災害の応急対策	
第 1 節 電力施設の応急対策	
第 1 . 人員及び復旧資材等の準備並び状況	2-136
第 2 . 機動力の確保	2-136

## 第2編 一般災害対策編

第3 . 通信線の確保と情報収集伝達	2-136
第4 . 施設の復旧順位	2-137
第5 . 広報活動	2-137
第2節 ガス施設の応急対策	
第1 . 液化ガス施設応急対策計画	2-137
第2 . 都市ガス施設災害応急対策計画	2-138
第3節 水道施設の応急対策	
第1 . 応急復旧体制の確立	2-139
第2 . 応急対策用員の確保	2-139
第3 . 応急対策用資機材の確保	2-139
第4 . 応急措置	2-139
第5 . 広報活動	2-140
第4節 電気通信施設の応急対策	
第1 . 町防災行政無線通信の応急活動	2-140
第2 . 応急対策	2-140
第5節 道路・河川等公共施設の応急対策	
第1 . 道路・橋梁等の応急対策	2-141
第2 . 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策	2-141
第6節 道路事故応急対策	
第1 . 活動体制	2-142
第2 . 発生時の初動措置	2-142
第3 . 避難誘導	2-142
第4 . 復旧活動	2-142
第7節 海上災害等応急対策	
第1 . 海上災害応急対策	2-142
第2 . 海上流出油災害対策	2-143
第8節 林野火災応急対策	
第1 . 通信連絡体制	2-145
第2 . 活動体制	2-145
第3 . 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動	2-146
第9節 農林水産業災害の応急対策	
第1 . 農産物対策	2-147
第2 . 林水産物等対策	2-150
第3 . 家畜管理対策	2-151

## 第2編 一般災害対策編

## 【 特記事項 メモ 】

## 第3編 地震・津波災害対策編

### 第1章 災害の想定

#### 第1節 地震・津波の想定

第1. 趣旨	3-1
第2. 基本的な考え方	3-1
第3. 想定地震等の考え方	3-1
第4. 想定地震等の概要	3-2

#### 第2節 被害の想定

第1. 想定するシーン	3-7
第2. 地震・津波等、被害想定の概要	3-7
第3. 本町における被害想定結果概要	3-8
第4. 津波からの避難の迅速化による死者数の軽減効果	3-13

#### 第3節 地震・津波等、防災・減災対策の目標

第1. 目標と取り組みの方向性	3-13
第2. 減災目標	3-13
第3. 取り組みの方向性	3-13

### 第2章 地震・津波災害予防

#### 第1節 土砂災害等の防止対策の推進

第1. 土砂災害防止事業の推進	3-15
第2. 災害危険個所等の調査結果の周知	3-16

#### 第2節 地震・津波災害に強い地域づくり

第1. 地震・津波に強いまちづくり	3-17
第2. 地震・津波災害の防止対策	3-18
第3. 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進	3-18
第4. 津波危険の把握	3-18
第5. 地震・津波災害に対する広報・避難体制の整備	3-18
第6. 地震・津波災害に関する訓練及び意識啓発	3-19

#### 第3節 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

第1. 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保	3-19
第2. 広域応援体制の整備	3-20
第3. 地震・津波等観測体制の整備	3-20
第4. 消防体制の整備	3-20
第5. 避難体制の整備	3-21

### 第3章 応急活動体制の確立

#### 第1節 災害時の応急活動体制

第1. 応急活動体制	3-28
第2. 動員配備体制	3-28
第3. 災害対策本部	3-28

## 第3編 地震・津波災害対策編

---

第4 . 地震発生時の緊急配備体制	3-29
第2節 通信連絡手段の確保	
第1 . 通信連絡系統	3-29
第2 . 無線通信体制の確立	3-29
第3 . その他の手段による通信体制の確立	3-29
第3節 市町村・消防における相互応援協力	
第1 . 県及び市町村の相互の応援	3-30
第2 . 消防機関の応援	3-30
第4節 ボランティアとの連携等	
第1 . ボランティアの受入れ、支援体制	3-31
第2 . ボランティア支援体制の確立	3-31
第5節 災害警備体制	3-31
第4章 津波警報等・津波及び地震に関する情報の収集・伝達	
第1節 初動期の応急対策	
第1 . 気象庁による津波警報等、 津波及び地震に関する情報の発表	3-32
第2 . 津波等に対する自衛措置伝達	3-38
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	
第1 . 災害情報等の収集・伝達	3-39
第5章 広報	
第1節 住民への広報	
第1 . 町による広報	3-41
第6章 避難の指示・誘導	
第1節 要避難状況の早期把握・判断	
第1 . 要避難状況の把握活動の早期実施	3-43
第2 . 避難対策の必要性の早期判断	3-43
第2節 避難の指示・誘導の実施	
第1 . 避難指示の基準と区分	3-43
第2 . 実施する避難措置	3-44
第3節 避難指示の伝達	
第1 . 町長による避難指示の伝達	3-45
第4節 避難の誘導等	
第1 . 地域における避難誘導等	3-45
第7章 災害復旧計画	
第1節 復旧・復興の基本的方針の決定	
第1 . 被害が比較的軽い場合の基本的方向	3-47
第2 . 被害が甚大な場合の基本的方向	3-47

## 第3編 地震・津波災害対策編

---

### 第2節 迅速な現状復旧

第1. 復旧にあたっての基本方針…………… 3-47

第2. 復旧事業の推進…………… 3-47

### 第3節 災害復旧事業計画

第1. 計画作成の時期…………… 3-49

第2. 事業計画の種別…………… 3-49

第3. 災害復旧資金計画…………… 3-49

## 第3編 地震・津波災害対策編

## 【 特記事項 メモ 】

# 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	
第1節 推進計画の目的	
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	
第1 . 南海トラフ地震防災対策推進地域	4-1
第2 . 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	4-1
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-1
第4節 南海トラフ地震の想定	
第1 . 想定地震及び津波概要	4-1
第2 . 被害の想定	4-2
第3 . 時間差発生の想定	4-2
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	
第1節 活動体制の確立	4-3
第2節 情報伝達体制の確立	4-3
第3章 関係者との連携協力の確保	
第1節 資機材、人員等の配備手配	
第1 . 物資等の調達手配	4-4
第2 . 人員の配置	4-4
第3 . 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	4-4
第2節 他機関に対する応援要請	4-4
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節 津波からの防護	4-5
第2節 津波に関する情報の伝達等	4-6
第3節 避難対策等	4-6
第4節 消防機関等の活動	4-6
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	4-7
第6節 交通対策	4-8
第7節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策	4-9
第8節 迅速な救助	4-10
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	4-11
第6章 防災訓練計画	4-13

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 4-14

## 【 特記事項 メモ 】